

安全保障関連法案に関する学習会  
2015年8月10日 神奈川県横浜キャンパス

## 安保法案 —何が問題か—

東郷 佳朗(神奈川県立横浜国立大学法学部)

### 安保法案をめぐる3つの矛盾

- 平和主義との矛盾
  - 民主主義との矛盾
  - 立憲主義との矛盾
- ➔ **三重の憲法違反**

### 安保法案をめぐる 第1の矛盾 —平和主義との矛盾—

### 日本国憲法

第9条[戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は**武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

### 日本国憲法

第9条[戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]②**前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**

### 憲法9条の趣旨についての 政府見解

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、**主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。**

## 憲法9条の趣旨についての政府見解

政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける**自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる**と解している。このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての**自衛隊**を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

## 保持できる戦力(政府見解)

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えている。その具体的な限度は、**その時々国際情勢、軍事技術の水準**その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。

## 自衛権を行使できる地理的範囲(政府見解)

武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる**海外派兵**は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えている。

## 安保法案をめぐる疑問

憲法上保持が認められるのは自衛のための必要最小限度の実力とされているにもかかわらず、**集団的自衛権の行使**を、国民の同意を得ず、憲法解釈の変更によって認めることは、許されるのか？

## 集団的自衛権

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利。国際連合憲章51条で認められたもの。

(『有斐閣 法律用語辞典 第4版』有斐閣、2012年)

## 国際連合憲章

第51条[自衛権]この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、**個別的又は集団的自衛の固有の権利**を害するものではない。(後略)

## 集団的自衛権の行使 (政府見解 1972～2014年)

わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に**集団的自衛権**を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、**憲法第9条**のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、**許されない**と考えている。

## 自衛権発動の要件 (政府見解 1972～2014年)

憲法第9条のもとで認められる自衛権の発動としての武力の行使について、政府は、従来から、

- ① **わが国に対する急迫不正の侵害**があること
  - ② この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと
  - ③ **必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと**
- という三要件に該当する場合に限られると解している。

## 自衛権発動の要件緩和 (2014年7月1日 閣議決定)

- ① 急迫性・違法性 → **拡張**
- ② 必要性
- ③ 相当性・均衡性

## 集団的自衛権の行使 (2014年7月1日 閣議決定)

わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、**わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合**において、

## 集団的自衛権の行使 (2014年7月1日 閣議決定)

これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行ってすることは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

## 安全保障関連法案

2015年5月14日 閣議決定  
5月15日 国会提出  
7月16日 衆議院通過  
7月27日 参議院審議入り

## 安全保障関連法案

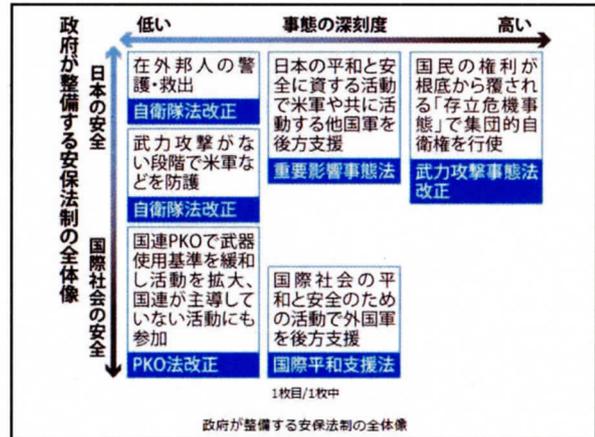
- (1) 平和安全法制整備法案  
(10法案を一括改正)
- ① 武力攻撃事態法改正案
  - ② 自衛隊法改正案
  - ③ 重要影響事態法案(周辺事態法を改正)

## 安全保障関連法案

- ④ 国連平和維持活動(PKO)協力法改正案
- ⑤ 船舶検査活動法改正案
- ⑥ 国家安全保障会議(NSC)設置法改正案
- ⑦ 米軍行動関連措置法改正案

## 安全保障関連法案

- ⑧ 特定公共施設利用法改正案
  - ⑨ 海上輸送規制法改正案
  - ⑩ 捕虜取扱い法改正案
- (2) 国際平和支援法案(新法)



## 安保法案のねらい

「北朝鮮の数百発もの弾道ミサイルは日本の大半を射程に入れている。国籍不明機に対する自衛隊機のスクランブルの回数は10年前と比べて7倍に増えた。これが現実です。」

## 安保法案のねらい

「戦争法案といった無責任なレッテルは全くの誤りだ。」

「米国の戦争に巻き込まれることは絶対にあり得ない。抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていく。」

## 安保法案のねらい

「日本近海で米軍が攻撃される状況は、私たち自身の危機だ。」

「三つの要件による厳格な歯止めを法案に定め、極めて限定的に集団的自衛権を行使できることとした。」

(安倍首相の記者会見より)

## 武力攻撃事態法改正案

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 **存立危機事態** 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

## 武力攻撃事態法改正案

八 対処措置(略)

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

- (1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの(以下「存立危機武力攻撃」という。)を排除するために必要な**自衛隊が実施する武力の行使**、部隊等の展開その他の行動

## 武力攻撃事態法改正案

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

第3条 ④存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、**武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。**

## 存立危機事態(想定例)

- 朝鮮半島有事などで日本人を運ぶ米軍艦船を自衛隊が防護する場合
- 日本に原油を運ぶタンカーが通る中東・ホルムズ海峡が機雷により封鎖され、これを取り除く掃海活動に自衛隊が従事する場合



## 1972年政府見解の論理

憲法は自衛の措置を禁じていない。



憲法上、自衛の措置は**必要最小限度の範囲**にとどまる。

## 1972年政府見解の論理

↓  
わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られる。



**集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。**

## 2014年閣議決定の論理

憲法は自衛の措置を禁じていない。



憲法上、自衛の措置は**必要最小限度の範囲**にとどまる。

## 2014年閣議決定の論理

↓  
わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、**わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合**も含まれる。

## 2014年閣議決定の論理



**集団的自衛権の行使は、憲法上許される**(従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内に収まる)。

安全保障関連法案に反対する  
神奈川大学教職員有志のアピール  
私たちは反対する。「限定的」だと言いつつ、専守防衛を放棄し、日本が攻撃を受けていなくても「同盟国」の戦闘行為に参加する集団的自衛権の行使という質的に新たな道に日本を引き入れることに。

安全保障関連法案に反対する  
神奈川大学教職員有志のアピール

私たちは反対する。ホルムズ海峡から朝鮮半島まで、「安全保障環境の変化」を縦横に持ち出すことによって、外交的努力を疎かにしつつ、法的拘束を軽視し、ありとあらゆる軍事的対応を正当化しようとする飛躍した論理に。

安全保障関連法案に反対する  
神奈川大学教職員有志のアピール

私たちは反対する。憲法9条のもとで築いてきた「戦争をしない国」としての信頼をこのようにして投げ捨て、国際紛争を解決する手段として武力を行使する「普通の国」になることに。

安保法案をめぐる  
第2の矛盾  
—民主主義との矛盾—

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。(後略)

日本国憲法

第1条[天皇の地位、国民主権]天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

安保法案をめぐる疑問

憲法上保持が認められるのは自衛のための必要最小限度の実力とされているにもかかわらず、集団的自衛権の行使を、国民の同意を得ず、憲法解釈の変更によつて認めることは、許されるのか？

## 安保法案をめぐる世論

集団的自衛権の行使など、自衛隊の海外での活動を広げる安全保障関連法案が衆院で可決され、参院に送られました。あなたはこの法案に賛成ですか、反対ですか。

	全体	男性	女性
賛成	27%	39%	19%
反対	62%	55%	67%

(毎日新聞2015年7月19日付朝刊)

## 安保法案をめぐる世論

政府・与党は、安全保障関連法案を今国会で成立させるために国会の会期を9月27日まで延長しました。あなたは延長した今国会でこの法案を成立させる方針に賛成ですか、反対ですか。

	全体	男性	女性
賛成	25%	34%	18%
反対	63%	61%	65%

(毎日新聞2015年7月19日付朝刊)

## 安保法案をめぐる世論

安全保障関連法案をめぐり、与党は衆院の特別委員会で野党の反対を押し切って採決しました。あなたは与党が強行採決したことを問題だと思いませんか。

	全体	男性	女性
問題だ	68%	61%	72%
問題ではない	24%	34%	17%

(毎日新聞2015年7月19日付朝刊)

## 安保法案をめぐる世論

安全保障関連法案について、政府・与党は衆院での議論は尽くされたと主張しています。あなたは政府・与党の国民への説明は十分だと思いませんか、不十分だと思いませんか。

	全体	男性	女性
十分だ	10%	15%	7%
不十分だ	82%	80%	83%

(毎日新聞2015年7月19日付朝刊)

### 安全保障関連法案に反対する 神奈川大学教職員有志のアピール

私たちは反対する。かつてなく高まる世論の反対と疑問を承知のうえで、「今は反対でもいずれは理解される」とうそぶいてそれを冷笑する傲慢さに。

### 安全保障関連法案に反対する 神奈川大学教職員有志のアピール

私たちは反対する。実質11本もの重大な法案を提出しながら、ひたすら「審議時間」の長さのみを頼りに、予定された結論を急ぐ民主主義の矮小化に。

## 安保法案をめぐる 第3の矛盾 —立憲主義との矛盾—

## 日本国憲法

第99条[憲法尊重擁護義務]  
天皇又は摂政及び国務大臣、  
国会議員、裁判官その他の**公務員**は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 憲法99条の意義

—憲法を守らなければならないのは誰か

公務員 = 為政者

= 権力者(国家権力の担い手)

∴ 憲法 = 為政者の義務(≠国民の義務)

= 権力行使のルール

⇒ (近代)立憲主義

## フランス人権宣言

第16条 **権利の保障**が確保されず、**権力の分立**が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

## 国家権力に対する歯止めとしての日本国憲法

**国民主権**(前文・1条)

国民が代表者を通じて権力を行使することによって、国家権力を民主的に統制する。

## 国家権力に対する歯止めとしての日本国憲法

**人権保障**(3章)

国家に基本的人権の尊重を義務づけることによって、国家権力による国民の生命・身体・財産・自由の侵害を防止する。

## 国家権力に対する歯止めとしての日本国憲法

### 三権分立(4~6章)

国家権力を立法・行政・司法に分割し相互に牽制させることによって、権力の集中と濫用を回避する。

## 国家権力に対する歯止めとしての日本国憲法

### 平和主義(9条)

「最大の人権侵害」である戦争を放棄し(1項)、「最強の暴力装置」である軍隊の保持を禁じる(2項)ことによって、国家権力による国民(他国民を含む)の生命・身体・財産・自由の侵害を防止する。

## 日本国憲法

第11条[基本的人権の享有と本質]  
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与へられる。

## 日本国憲法

第97条[基本的人権の本質]この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、**侵すことのできない永久の権利**として信託されたものである。

## 安保法案をめぐる疑問

憲法上保持が認められるのは自衛のための必要最小限度の実力とされているにもかかわらず、集団的自衛権の行使を、国民の同意を得ず、**憲法解釈の変更によって認めることは、許されるのか?**

## 集団的自衛権行使の可否

### —立憲主義の観点から

憲法を日本で一番守らなければならない人はだれか? それは、最高権力者である総理大臣—すなわち安倍首相—である。その憲法をもっとも尊重すべき総理大臣が、自分の気に入らない憲法の条文があるからといって、その解釈を自分に都合のいいように代えてしまうことは許されない。

## 集団的自衛権行使の可否 —立憲主義の観点から

そういうことをすれば、国家権力を縛るルールという憲法の存在意義が失われてしまう—いわば立憲主義に反する—ことになるからだ。これは、スポーツの選手が、ルールを勝手に変えたり、自分たちに都合のいいように解釈したりすることが許されないのと同じだ。

## 集団的自衛権行使の可否 —立憲主義の観点から

とくに、最強の暴力装置である軍隊の扱いに関しては、権力者は憲法の規定に忠実に従わなければならない。さもなければ、軍隊が国民や他国の人々の生命や財産を侵害することになりかねないからだ。

## 集団的自衛権行使の可否 —立憲主義の観点から

したがって、いかなる場合に武力行使が許されるかは、集団的自衛権の行使の可否も含め、憲法の解釈によって権力者が自由に決められることではなく、また、武力攻撃事態法等の単なる法律で定めるべきことでもなく、権力行使のルールである憲法にきちんと明記しなければならない。

## 安全保障関連法案に反対する 神奈川大学教職員有志のアピール

私たちは反対する。圧倒的多数の憲法学者も元法制局長官たちも違憲と認める法案を憲法解釈の変更の名の下に強行し、憲法9条をあってなきが如きものに変えてしまうことに。

## 安全保障関連法案に反対する 神奈川大学教職員有志のアピール

こんな問題だらけの法案を、問題だらけのやり方で押し通すことに、私たちは反対する。

## 安全保障関連法案に反対する 神奈川大学教職員有志のアピール

そして、知性を欠いた政府による反平和主義的、反立憲主義的、反民主主義的な企てに、自分たちの未来のために異議を申立て、立ち上がった学生たちに、こころから連帯する。